

答申番号：令和6年度答申第9号

第1 審査会の結論

第2 事案の概要

処分庁は、審査請求人の交通事故に伴う賠償金について、令和４年１月２０日及び令和６年４月１日に法第６３条の規定に基づく返還金の検討のためのケース診断会議を開催し、必要経費として認められた軽自動二輪車購入金額を差し引いた●●●●●●●●円を返還決定額とし、法第６３条に基づく本件処分を行ったところ、審査請求人が令和６年５月２０日付け書面により、本件処分の取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

(1) 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない（法第25条第2項）。

1

し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる（法第29条第1項）。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

(3) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない（法第61条）。

(4) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

(5) 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである（生活保護手帳2023年度版）。

(6) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。及び昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）、「生活保護法による保護

の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)が発せられている。

- (7) 収入の認定は、次により行うこと。

収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること(次官通知第8の1(3))。

- (8) 収入の認定にあたっては、(次官通知第8の1)(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること(次官通知第8の1(4))。

- (9) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額(次官通知第8の3(3)オ)。

- (10) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること(局長通知第8の2(4))。

- (11) 課長通知第8の40では、被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとして、次の(1)及び(2)の経費にあてられる額を認めるものとしている。

- (1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を更正する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病に

かかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

- (2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

- (12) 費用返還に係る取扱いについては、適正かつ厳格な処理に当たられるよう、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社旗・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。）が発せられている。

- (13) 法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない（費用返還通知1の(1)）。

- (14) 当該収入が、次官通知第8の3(3)に該当するものにあつては、課長通知第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱い差しつかえない。）（費用返還通知1の(1)③）。

3 前提事実

- (1) 審査請求人は、平成30年11月6日、生活保護の受給を開始した。
- (2) 審査請求人は、令和3年7月15日、軽自動二輪車（保有容認済み）

を運転していたところ、車との交通事故を起こし、両手足を負傷した。

- (3) 処分庁は、令和３年７月１６日、審査請求人に対し、事故に係る医療費については保険会社に第三者行為として対応するよう指示した。
- (4) 処分庁は、令和３年９月３０日、事故の保険金等の入金があったこと、軽自動二輪車が廃車となり新しく購入したことの報告を受けたため、金額を確認できる書類を用意のうえ収入申告するよう指示した。
- (5) 審査請求人は、令和３年１２月７日、処分庁に対し、保険金●●●●●●●●●●円の収入申告書及び新しい軽自動二輪車の購入に関する領収書を提出した。
- (6) 処分庁は、令和４年１月２０日、保険金●●●●●●●●●●円の法第６３条による返還について、ケース診断会議を実施し、保険金の入金額が新しい軽自動二輪車の購入金額●●●●●●●●●●円を下回ることから、収入認定は行わないことを決定した。
- (7) 審査請求人は、令和４年４月４日、処分庁に対し、保険金●●●●●●●●●●円の収入申告書等を提出した。
- (8) 処分庁は、令和６年４月１日、保険金●●●●●●●●●●円の法第６３条による返還について、ケース診断会議を実施し、令和４年１月２０日のケース診断会議において必要経費として認められた軽自動二輪車の購入経費と保険金額との差額（●●●●●●●●●●円）を控除することとし、控除後の金額（●●●●●●●●●●円）を返還決定額として決定した。
- (9) 処分庁は、令和６年４月２２日、審査請求人に対し、法第６３条による返還金決定通知書を手交した。
- (10) 審査請求人は、令和６年５月２０日、審査庁に対し、本件処分に関する審査請求を行った。
- (11) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、

令和6年9月26日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

4 争点

法63条に基づく返還金額の算定に違法又は不当な点があるか。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 保険会社から保険金が入金されたことを処分庁に報告したが、今後どうするか等の助言は無かった。
- (2) 令和4年4月、処分庁に対し、必要経費として滞納した家賃の領収書を認めてくれるか、人件費や交通費等の書類が必要か問い合わせたが回答がされなかった。そのため、領収書等を保管しなかった。
- (3) 令和6年4月22日、法第63条による返還金の金額が●●●●●●●●●●円と知り、一括返還できないと考え、令和6年5月20日、ヘルパーや通院にかかった費用も必要経費として認めるよう不服を申し立てた。
- (4) 下記に掲げる経費（以下「各種経費」という。）を必要経費として認めてほしい。

ア 整形外科病院までの交通費

自宅から整形外科病院までの送迎をヘルパーに依頼した際の経費
往復●km×ガソリン代●●●円×通院日数●日＝●●●●●円

イ ヘルパーの費用

事故で負傷したことにより、軽自動二輪車に乗れなかった期間（令和3年7月15日から同年10月8日）にヘルパーを依頼した費用

ヘルパー費用 時給●●●円×●時間×●●日＝●●●●●●●円

ヘルパー交通費 往復●●km×●●●円×●●日＝●●●●●●●円

ウ 軽自動二輪車購入に伴うレンタカー代等の経費

令和3年8月15日、横浜市港南区にある販売店で軽自動二輪車を購入した際のレンタカー代等の経費

レンタカー・ガソリン代・高速料金代等 計●●●●●●●円

運転手への人件費

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人が令和３年７月１５日の交通事故の翌日に処分庁を訪れた際、事故の医療費について相談されたため、第三者行為として保険会社で対応してもらい、その状況について連絡するよう指示した。
- (2) 処分庁が令和３年９月３０日に審査請求人宅を訪問した際、事故の保険金等の入金があったこと、事故により軽自動二輪車が廃車になったため代わりの軽自動二輪車を購入したことの報告を受けたため、収入申告のために保険金の入金や経費等が分かるものを用意の上収入申告するよう指示した。また、審査請求人が令和４年３月９日に処分庁を訪れた際にも、保険金の入金があったとの報告に対して、入金や経費等が分かるものを用意の上収入申告するよう指示した。
- (3) 令和４年４月に家賃の領収書の提出があった際、人件費や交通費等の書類が必要かどうかの質問は受けていないため、審査請求人の問いに対する回答がされなかったという主張は否認する。
- (4) 保険会社から令和３年８月１１日に入金のあった計●●●●●●●●円、令和４年４月４日に入金のあった●●●●●●●●円について、新たに購入した軽自動二輪車の購入費及び検査費用●●●●●●●●円を必要経費として認め、差し引いた●●●●●●●●円を法第６３条返還金として審査請求人に求めており、対応は適法であったと判断している。
- (5) 審査請求人が主張する各種経費のうち、整形外科病院への通院費については、保険会社の既払額●●●●●●●●円に含まれていると考えており、医療費と同様に通院費も必要経費として認めている。
- (6) その他要望されている経費については、客観的な証明書類が必要である。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 処分庁は、収入申告の際に、入金額や必要経費として確認できるものを用意するよう指示し、提出された資料の金額を確認し必要経費の算定を行っているため、説明を怠ったとは考えられない。
- (2) 事故で負傷して両手が使えない状態では、生活にヘルパーが必要な期間があったことが推定されるものの、実際にヘルパー代として代金を支払っているわけではなく、また、必要経費として概算の金額を算定できる規定もないことから、必要経費として認めることができない。レンタカー代についても同様である。
- (3) なお、審査請求人が家賃を滞納し、その家賃分を経費にあてたとの申し出があるが、すでに生活保護費の算定の際に家賃分が考慮されているため、家賃の経費を必要経費として認めることができない。
- (4) したがって、処分庁として行った返還金額の算定は、金額が確認できるものであれば軽自動二輪車の購入費を必要経費として認めており、適切であったと考える。

第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

第6 調査審議の経過

令和6年 9月26日 審査庁から諮問書の提出
同年10月15日 第1回審議
同年12月17日 第2回審議
令和7年 3月10日 第3回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分に係る争点について

- (1) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。
- (2) 次官通知第8の3(3)オにおいて、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は収入として認定しないこととされ、局長通知第8の2(4)において、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること」とされている。
- (3) 費用返還通知1の(1)において、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とされ、同通知1の(1)③において、「当該収入が、次官通知第8の3(3)に該当するものにあつては、課長通知第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）」とされている。
- (4) 次官通知第8の1(3)において、「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること」とされ、次官通知第8の1(4)において、「収入の認定にあたっては、(次官通知第8の1)(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべ

てについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること」とされている。

- (5) 本件についてみると、次官通知第8の3(3)オ並びに課長通知第8の40に掲げられる(1)並びに(2)のウ及びクに従い、保有を容認されている軽自動二輪車の購入費を必要経費として認定し、一方で審査請求人が必要経費として認定するよう主張する各種経費については、審査請求人から必要経費と主張するための資料の提出がなかったことをもって必要経費として認定しなかった処分庁の判断は、結論として妥当なものと認められる。
- (6) しかし、軽自動二輪車の購入費は、事前に処分庁に相談されたものではなく、挙証資料を伴った事後報告により必要経費として認定されたものであることから、審査請求人が主張する各種経費についても同様に、挙証資料が提出されれば必要経費として認定される可能性があったこともまた認められる。
- (7) 処分庁は、令和3年9月30日及び令和4年3月9日、審査請求人に対し、保険金の入金があった場合は保険金の入金や経費等が分かるものを用意の上収入申告するよう説明を行ったことが処分庁から提出されたケース記録により認められる。
これにより、処分庁は、本件交通事故発生後から令和3年9月30日までの約2か月間、審査請求人に対し今後の対応についての説明を行わなかったことが推定されるものの、法第61条において、収入や支出その他生計の状況について変動があったときは保護の実施機関に届け出ることが被保護者の義務として定められていること、生活保護開始時に上記届出義務を遵守するよう周知していること及びそれらを記載した書面を配布していることから、約2か月間、審査請求人に対する説明が行われなかったとしても、これをもって本件処分取消しの理由とはならない。
- (8) しかしながら、処分庁は、令和3年8月11日に入金のあった●●●●●●●●●●円の内訳について、収入として認定しない額（通院費など、軽自動二輪車の購入費以外の課長通知第8の40(2)イに該当する自立更生のためにあてられる額）が含まれているかどうかを証明する資料を

被保護者に提出させ、又は綿密な調査を行う必要があったというべきところ、審査請求人から挙証資料が提出されなかったことを指摘するのみで、自らはこれを行わなかった。その結果、上記金員には、軽自動車購入費以外の収入として認定しない額が含まれている蓋然性が認められるにもかかわらず、この点の事実関係が明らかとならない状況となった。

保護の実施機関は、保護の適正な運営を図るため、常に被保護者の状況を調査し、把握する必要があるが、保護の実施機関だけでは多数の被保護者の状況把握に限界があることから、法第61条により被保護者に対し届出義務が課せられているものと考えられ、同条の規定から直ちに、挙証資料の提出義務が一次的に被保護者にあるとはいえない。

したがって、この点について必要な手続を欠いていたことから、本件処分は、処分庁に与えられた裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるものと言わざるを得ない。

3 結論

以上検討したところによれば、本件処分は必要な手続を欠いてなされた違法又は不当なものと認められる。

したがって、本件審査請求には理由があるから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 その他

費用返還通知の趣旨に鑑みれば、処分庁は事前の相談がされるよう、費用返還発生原因を知った時点で、補償金や保険金等の収入申告をすること及び必要経費の認定に要する資料を保管すること等の説明を行うことが望ましいと思慮される。ついては、審査庁は、処分庁が今後同様のケースにおいて、適切な時期に十分な説明を行うよう指導されたい。

また、被保護者が速やかな返還義務を果たせるよう、被保護者に資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図り返還金額を決定して通知するよう指導されたい。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 實川 和子

委員 吉澤 宏治